

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から40年8月まで
② 昭和40年9月から同年12月まで

国民年金制度が始まってすぐには国民年金に加入していなかったが、昭和38年1月頃、A市B区役所の職員が勧誘に来て国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料は、毎月か何か月かごとに集金人に納付して手帳にスタンプを押してもらい、申立期間②については同市C区に転居し、主に区役所で保険料を納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、4か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、この頃国民年金に加入したものと推認され、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、国民年金の被保険者資格取得日は40年9月22日とされていることから、加入時点で、申立期間の保険料は現年度納付が可能である上、同一年度に当たる直後の3か月分は現年度納付していることが同台帳により確認できるとともに、A市では国民年金の加入届を受け付けた際、現年度保険料について納付指導することが通例であったことを踏まえると、申立期間の保険料は現年度納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、上記のとおり、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和40年9月22日であることから、申立期間は国民年金

に未加入の期間であり、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、上記とは別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムによりD県内全てについて、旧姓である「E（漢字）」及び「F（カナ）」で検索し、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年9月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成6年4月から同年9月までは30万円、7年5月から同年7月まで、8年1月から同年9月まで及び9年3月から10年12月までは32万円、11年1月から同年9月までは34万円、13年1月から15年2月まで及び同年4月から17年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額については、平成15年12月25日は88万3,000円、16年1月25日は15万6,000円、17年1月25日は15万5,000円、同年12月22日は90万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月25日から19年7月26日まで
② 平成15年12月25日
③ 平成16年1月25日
④ 平成17年1月25日
⑤ 平成17年12月22日

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、株式会社Aで勤務していた期間について、所持する給料明細書、賞与明細書で支給されている給

与額、賞与額に比べ、標準報酬月額、標準賞与額が低い期間があることがわかった。申立期間①のうち給与額と相違している期間について標準報酬月額の記録を訂正してほしい。申立期間②、③及び⑤において、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額に反映されていないので、訂正してほしい。申立期間④において、賞与額と相違しているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額並びに賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①のうち平成6年4月から同年9月まで、7年5月から同年7月まで、8年1月から同年9月まで、9年3月から11年9月まで、13年1月から15年2月まで、同年4月から16年3月まで及び同年5月から17年8月までの標準報酬月額については、申立人が提出した給料明細書により、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

また、平成16年4月についても、給料明細書は無いが、同年3月及び5月の給料明細書の記載から、前後の月と同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立人が所持する給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、平成6年4月から同年9月までは30万円、7年5月から同年7月まで、8年1月から同年9月まで及び9年3月から10年12月までは32万円、11年1月から同年9月までは34万円、13年1月から15年2月まで及び同年4月から17年8月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額は、長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておら

ず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち平成6年3月、同年10月から7年4月まで、同年8月から同年12月まで、8年10月から9年2月まで、11年10月から12年12月まで、15年3月及び17年9月から19年6月までについては、給料明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び給与支給額から算出される標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と同額であるか、又は下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②、③及び⑤について、申立人が提出した賞与明細書により、申立人は株式会社Aから賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

当該期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成15年12月25日は88万3,000円、16年1月25日は15万6,000円、17年12月22日は90万2,000円とすることが必要である。

また、申立期間④について、申立人及び当該事業所が提出した申立人に係る賞与明細書により、申立人はオンライン記録の標準賞与額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が賞与から控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、15万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成7年10月は15万円、8年1月及び同年2月は15万円、同年5月は15万円、同年7月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年10月1日から8年8月21日まで

申立期間について、社会保険庁（当時）に記録されている標準報酬月額が、事業主により実際に給与から控除された厚生年金保険料から算出される標準報酬月額より低いので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与個人明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成7年10月は15万円、8年1月及び2月は15万円、同年5月は15万円、同年7月は15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成7年11月及び12月、8年3月及び4月、同年6月については、給与個人明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したところ、当時の関係書類が残されていないため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与個人明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録について、昭和53年4月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和57年10月1日から58年4月1日まで
③ 平成12年3月1日から同年5月1日まで

給与支給明細書に記載された厚生年金保険料によると、標準報酬月額から計算した額より多く控除されていたことになるので、控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人から提出されたA株式会社の給与支給明細書により、オンラインに記録されている標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の

給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、昭和 53 年 4 月から同年 9 月までの標準報酬月額については 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、上記の A 株式会社の給与支給明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間③のうち、平成 12 年 3 月については、申立人から提出された有限会社 B の給与明細書で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

さらに、申立期間③のうち、平成 12 年 4 月については、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額が記載された同年 5 月分の給与明細書が申立人から提出されておらず、事業所も既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関連資料も保管していないため、保険料額を確認することができない。

しかし、申立人から提出された同年 4 月分の給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致しており、仮に保険料控除額に見合う標準報酬月額が報酬月額に見合う標準報酬月額よりも高額であったとしても、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から5年10月1日まで

私は、株式会社AでB作業の社員として勤務していた。元同僚が退職して人手不足になったので昇給し、退職までの期間はずっとその金額だった。しかし、申立期間については、実際よりも低い標準報酬月額が記録されている。当時の源泉徴収票も保管しているので、確認の上、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定または決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、株式会社Aが業務委託

していた税理士事務所が保管する平成4年及び5年の源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が源泉徴収簿を基に算出した保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から58年3月までの期間及び同年9月から平成8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から58年3月まで
② 昭和58年9月から平成8年3月まで

私たち夫婦は、昭和37年に婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたのに、申立期間が未納又は申請免除期間となっている上、二人の納付記録が一致していないのもおかしいと思う。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年に婚姻後、申立期間①及び②を含め夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人夫婦について、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人は昭和36年3月であるが、申立人の妻は、15年近く後の51年2月であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人夫婦の現住所であるA市B町への転入時期は、申立人が昭和57年2月5日であるのに対し、妻は52年12月1日であることが戸籍の附票において確認できる上、申立人は昭和56年度から、妻は52年度から同市において管理されていたことが同市の国民年金被保険者名簿の記録において確認できることから、この間について、夫婦一緒に保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②については、当時居住していたC市及びA市

の国民年金被保険者名簿において、未納又は申請免除の記録であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している上、昭和 53 年度及び 54 年度については、社会保険事務所（当時）が保管する国民年金保険料免除承認通知書で確認できる。

加えて、申立人又はその妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から46年3月までの期間、50年4月から52年3月までの期間及び54年3月から平成8年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から46年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで
③ 昭和54年3月から平成8年6月まで

私たち夫婦は、昭和37年に婚姻後、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたのに、申立期間が未納又は申請免除期間となっている上、二人の納付記録が一致していないのもおかしいと思う。納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年に婚姻後、申立期間①、②及び③を含め夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人夫婦について、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出時期をみると、申立人の夫は昭和36年3月であるが、申立人は、15年近く後の51年2月であることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人夫婦の現住所であるA市B町への転入時期は、申立人が昭和52年12月1日であるのに対し、夫は57年2月5日であることが戸籍の附票において確認できる上、申立人は昭和52年度から、夫は56年度から同市において管理されていたことが同市の国民年金被保険者名簿の記録において確認できることから、この間について、夫婦一緒に保険料を集金人に納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①、②及び③について、当時居住していたC市及びA市の国民年金被保険者名簿において、未納又は申請免除の記録であることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

加えて、申立人又はその夫が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から61年1月まで

申立期間当時は、両親と3人で家業を営んでおり、両親は国民年金保険料を納付していた。昭和53年7月頃、母親が私に「お前の年金もちゃんとしておくからな」と言ったことをよく覚えており、母親の性格上、私の分だけ未払いにするということはなく、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。母親は亡くなっており、今となっては年金に関する領収書や書類は分からないが、申立期間が未納となっていることには納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和53年7月頃に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月にA市において払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って保険料を納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月

申立期間の国民年金保険料は、直前の厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、保険料納付のはがきが届き、A市B区役所で母親が納付してくれた。同じように切替手続を行った平成10年3月分及び13年3月分は納付済みであり、申立期間だけ納付しないはずはないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はA市B区役所で申立人の母親が納付してくれたと主張している。

しかしながら、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間を含む平成7年度は「未資格期間」とされ、申立人は、平成8年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことはオンライン記録とも一致していることから、行政側は、当時、申立期間を国民年金の未加入期間と認識していたものと考えられる。

また、申立期間は、上記の平成8年4月1日付け資格取得日を、10年5月12日に、直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である8年3月31日に記録訂正したことによって、国民年金の加入期間となったものであることがオンライン記録により確認でき、この訂正時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2388(事案 2134 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

A県B市に住んでいた昭和42年頃、国民年金の加入手続を行い、44年10月に婚姻するまで引き続き母親と一緒に集金人に国民年金保険料を納付していた。婚姻で同県C市に転居してから数か月後に、滞納していた44年10月から45年3月までの保険料の納付書が社会保険事務所(当時)から送付されてきたので遡って納付した。前回の決定には納付できないので再申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立ては、申立期間について、遡及納付したと主張していたが、
i) 申立人は、所持する国民年金手帳に昭和45年7月31日発行の押印が有ることから、この頃国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなり、特例納付した場合、特殊台帳にその旨記録されることとなるが、その記載が見当たらないこと、ii) 申立期間のうち、44年10月から45年3月までについては、特殊台帳において、申立人が国民年金被保険者資格を44年10月に喪失し、同資格を45年4月に再取得したことが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間となることから、申立人が当該期間の保険料を納付していた場合、保険料を還付することとなるが、その旨の記載も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成23年1月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、B市に住んでいた昭和42年頃に国民年金の加入手続きを行い、44年10月に婚姻するまでの間は、母親と一緒に集金人に国民年金保険料を納付し、同年11月に婚姻に伴いC市に転居してから数か月後に、滞納していた同年10月から45年3月までの保険料の納付書が社会保険事務所から送付されてきたので遡って納付したとして再申立てをしている。

しかしながら、上記のとおり、申立人の国民年金への加入手続きは、昭和45年7月頃にC市で行われていることが所持する国民年金手帳の記載により確認できることから、申立人の主張とは符合せず、別の国民年金手帳記号番号による国民年金保険料納付の可能性を検証するため、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内全てについて、旧姓の「D（漢字）」及び「E（カナ）」で検索したが、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡も無く、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められない上、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月 27 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 34 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①において昭和 34 年 1 月 27 日から同年 3 月 31 日まで株式会社 A、申立期間②において昭和 34 年 3 月 31 日から同年 5 月 1 日まで有限会社 B、申立期間③において昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで株式会社 C に勤務していたが、いずれの事業所においても厚生年金保険被保険者記録が無いので、この申立ての 3 つの事業所について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A (申立期間当時は、D)に係る申立期間①について、株式会社 A の代表取締役は、「申立人の氏名を記憶している。昭和 34 年ごろ勤務していた。」と回答しており、申立人が、期間の特定はできないものの、株式会社 A に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同代表取締役は「厚生年金保険に加入する昭和 35 年 8 月以前は、国民健康保険に加入していた。申立人の厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と供述している。

また、オンライン記録によると、株式会社 A は、昭和 35 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

有限会社B(申立期間当時は、E)に係る申立期間②について、法人登記簿によれば、有限会社Bは、平成10年8月3日に破産宣告を受け事業主は所在不明であり、事業主の親族に照会したところ、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立期間に係る勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、有限会社Bは昭和55年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

株式会社C(申立期間当時は、F)に係る申立期間③について、法人登記簿によれば、株式会社Cは、平成14年12月26日に破産宣告を受け事業主は所在不明であり、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間における勤務実態及び保険料控除に係る供述を得ることができない。

さらに、事業主の親族であり有限会社Gが厚生年金保険適用事業所になったことに伴い被保険者となった者に照会を行ったが、「申立人の氏名は聞いたことがない。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態等を確認できる供述を得ることはできない。

加えて、オンライン記録によると、株式会社Cは、昭和36年11月1日に有限会社Gとして厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年5月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について未加入となっていることが分かった。この間は、A株式会社B支店に勤務していた時期で、厚生年金保険に未加入となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店の同僚の一人が、「確かな記憶ではないが、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたような気がする。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A株式会社B支店の関係資料を承継している同社C支店には、申立人に係る資料は保管されておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、「A株式会社では、入社後通常は臨時雇用としての期間があり、その間は厚生年金保険に加入しておらず、正社員登用後初めて厚生年金保険に加入していた。」と供述している。また、複数の同僚は、オンライン記録における厚生年金保険の資格取得日と、当該同僚の記憶している入社時期が、10か月から3年3か月間相違していることから、当該事業所では、入社から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いが一般的であったことがうかがえる。

さらに、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から同年11月1日まで
年金事務所で、A株式会社に係る未統合の被保険者期間が見つかったが、記憶では勤務開始時期が昭和30年11月ではなく、同年5月だったと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の承継事業所である株式会社Bに照会しても、申立期間当時の人事記録等関連資料は保管されておらず、申立期間当時の代表者及び経理担当者も既に亡くなっているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できない。

また、申立期間当時A株式会社に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人の正確な勤務期間についての供述を得ることはできない上、上記のうち一人は、当時は入社してからすぐに辞める者がおり、同人も入社してから数か月後に厚生年金保険に加入した旨供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の健康保険の番号は連続しており欠番も無いため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 26 日から 46 年 3 月 4 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 4 日まで株式会社Aに勤務していたが、年金記録では同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は 45 年 8 月 26 日になっている。私の記憶では昭和 46 年 3 月 4 日まで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに照会したところ、「申立期間に係る人事記録等を保存していないものの、当社が保存している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）には、45. 8. 26 の記載があり、申立人の資格喪失日は届出どおりに間違いないと考えられる。」と回答しており、同社が保管する上記資格取得確認及び標準報酬決定通知書（副）において、申立人の欄に資格喪失日を意味する昭和 45 年 8 月 26 日と記載されていることが確認できる。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に被保険者記録のある被保険者のうち、所在の分かった元同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日は昭和 45 年 8 月 26 日と記載され、同年 9 月 8 日に健康保険証を返納したことを示す「証返納」の確認ができ、同名簿の健康保険整理番号は連続しており、欠番は無いことから、申立期間において、申

立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人に係る雇用保険の離職日が昭和 45 年 8 月 25 日付けであり、厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。